

青森県市町村立小・中学校臨時・非常勤職員個人型確定拠出年金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県市町村立小・中学校臨時・非常勤職員の確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）に基づく、個人型年金に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 臨時・非常勤職員

満65歳未満の厚生年金保険の被保険者である青森県教育委員会が任用する市町村立小・中学校に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する職に属する職員のうち、一般職の職員（常時勤務を要する職に属する職員）及び会計年度任用職員をいう。

(2) 個人型年金

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）が法第55条から第79条までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

(3) 取扱金融機関

連合会から運営管理業務を委託された確定拠出年金運営管理機関をいう。

(4) 個人型年金主管課（長）

職員福利課（長）をいう。

(事務の総括)

第3条 個人型年金主管課長は、臨時・非常勤職員の個人型年金の取扱いに関する事務を総括する。

2 個人型年金主管課長は、法の趣旨に沿って臨時・非常勤職員が行う個人型年金につき、協力するものとする。

(掛金の納付方法)

第4条 掛金の納付方法は個人払込とする。

(登録事業所に係る変更等)

第5条 個人型年金主管課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、連合会が定める所要の手続きを行うものとする。

(1) 名称・所在地

(2) 事業所登録の廃止

(3) その他必要な事項

(加入後の各種変更)

第6条 次の各号のいずれかを変更しようとする臨時・非常勤職員は、所定の変更

届を直接取扱金融機関へ提出するものとする。

- (1) 住所・氏名
- (2) 掛金額
- (3) 掛金の引落口座・金融機関
- (4) 取扱金融機関
- (5) その他必要な事項

(書類の様式及び保存年限)

第7条 この要領に掲げる書類については、連合会及び取扱金融機関で作成したものを使用するものとし、書類の保存年限は別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成29年8月25日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月4日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和4年6月9日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行するものとする。

別表

書 類 名	保存年限
事業所登録申請書	30年
登録事業所名称・所在地等変更届	〃
事業所登録廃止届	〃